



◆◇ 税を考える週間(11月11日～11月17日)行事 ◇◆

「署長講演会」開催のご案内

当会は、地域の皆様に“身近な税に関心を持っていただきたい”と毎年この時期に渋谷税務署長に講師をお願いして『講演会』を開催しております。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さるようお願い申し上げます。

なお、『講演会』終了後、意見交換会を開催いたします。

テーマ	「今、税務署長が考えていること」
講師	渋谷税務署 署長 小畠安雄 殿
日時	11月16日(火) 「渋谷税務署長講演会」 午後5時～6時 「意見交換会」 午後6時15分～7時45分
場所	南国酒家・原宿店 迎賓館 (渋谷区神宮前6-35-3 B1F TEL 3400-0031)
参加費	講演会 <u>無料(会員以外の方もご参加いただけます)</u> 意見交換会 <u>4,000円(当会会員対象)</u>
定員	70名

会並びに一般納税者向き税務講習会

『税を考える週間』行事として、地域の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。多数のご参加をお待ちしています。

日時	11月26日(金) 午後6時～7時30分
場所	渋谷区立商工会館 2階 大研修室 (渋谷区渋谷1-12-5)
講師	東京税理士会 渋谷支部 竹田 剛志 殿
テーマ	「ちょっと得する相続税のポイント」
定員	80名 (<u>会員以外の方もご参加いただけます</u>)

平成22年分 年末調整等説明会の開催のお知らせ

年末調整のしかた並びに法定調書・給与支払報告書の作成と提出方法などの事務手続を円滑に行っていただくため、以下の日程にて説明会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、説明会では「年末調整のしかた」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」などを用いて説明いたしますので、関係書類等を必ずご持参の上、ご来場願います。

開催月日	用紙配布	説明会	対象地域 ^(※)	会場
11月 9日 (火)	9:20~9:50	10:00~12:00	上原、大山町、神山町、松濤 神宮前、神南、千駄ヶ谷、富ヶ谷	渋谷C.C.Lemonホール (渋谷公会堂) 渋谷区宇田川町1-1
	13:20~13:50	14:00~16:00	笹塚、西原、幡ヶ谷、初台、本町 元代々木町、代々木、代々木神園町	
11月10日 (水)	9:20~9:50	10:00~12:00	宇田川町、桜丘町、渋谷、神泉町 道玄坂、南平台町、鉢山町、円山町	
	13:20~13:50	14:00~16:00	鶯谷町、恵比寿、恵比寿西、恵比寿南 猿楽町、代官山町、東、広尾	

※ 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

国税電子申告・納税システム (e-Tax) をご利用ください



源泉所得税の毎月納付など、ご利用回数の多い手続きに大変便利です。

e-Tax ホームページから利用開始のための手続き等ができます。

e-Tax利用開始後はワンクリックで納付手続きが完了するダイレクト納付が利用でき、さらに便利です。

詳しくは

さらに便利で使いやすく!
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム



12月は年末調整・決算準備指導月間です

年末調整はお早めに・・・

◎ 納期特例7~12月分の納期限は**来年1月11日 (火)**

◎ 納期限の特例届出者の納期限は**来年1月20日 (木)**



10月～11月は記帳点検・指導強化月間です

特に**会計ソフト**を利用している方、**複式簿記**で記帳の方へお願い

11月末までに必ずご来所のうえ、記帳指導を受け、決算の準備をして下さい。



11月の税務相談日

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

日 時	11月17日(水)	午前10時～午後4時	(お一人約1時間を予定)
場 所	(社) 渋谷青色申告会館	費 用	無 料

青年部主催 体験してみよう！はじめてのパソコン会計

<会計ソフトで楽々複式簿記 弥生会計パソコン教室>

パソコンでの簡単な文字入力・マウスが使える方で、
これからパソコン会計を始めたいとお考えの方を対象に開催。

日 時 11月29日(月) 不動産編・30日(火) 一般編

午前の部 9時30分～12時30分

午後の部 1時30分～4時30分

場 所 渋谷区立商工会館 6階 クラブ室
渋谷区渋谷1-12-5

定 員 8名 費 用 500円

認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます

減額の対象となる住宅

- ①平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下)
- ⑤新築をしてから翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日までに当該住宅が所在する区にある都税事務所に減額の申告が行われていること

減額される期間・税額

減額される期間 新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)

減額される税額 当該住宅の固定資産税額(1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1を減額



減額を受けるには、住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。なお、23区外の住宅については、当該住宅が所在する市町村へお問い合わせください。

渋谷都税事務所 固定資産税課 固定資産税係 電話(03)3463-4311(代表)

イータックスなら…



① 国税庁ホームページから電子申告

自動計算で便利な国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、そのままe-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

（当会の「e-Taxコーナー」を利用して送信することもできます。）

② 最高5,000円の税額控除

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Taxで申告期限内に申告する場合は、所得税額から最高5,000円の控除が受けられます。

（平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回。）

③ 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます。

（確定申告期限から3年間、書類の提出又は提示を求められることがあります。）

④ 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、書面提出に比べ早期処理しています。

（3週間程度に短縮。）

自分一人ではちょっと不安な方でも事務局にお越しただければ、最初から最後までお手伝いをいたします。

当会の「e-Taxコーナー」にて送信支援を行いますので、ぜひ挑戦してください(^_^)



これで安心
申告会に行こう！

昨年の利用者
1393名